

令和3年4月1日制定

## 第1章 旭川市建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律に係る建築物の措置等

(趣旨)

第1条 この要綱は、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号。以下「法」という。）の規定による旭川市長（以下「市長」という。）が行う建築物エネルギー消費性能適合性判定、建築物エネルギー消費性能の建築に関する届出、建築物エネルギー消費性能向上計画の認定、建築物エネルギー消費性能に係る認定等に関して必要な事項を定めるものである。

## 第2章 建築主が講ずべき措置等

### 第1節 特定建築物の建築主の基準適合義務等

(軽微な変更に関する証明書の交付)

第2条 法施行規則第11条により軽微な変更該当していることを証する書面の交付を求めるときは、「軽微変更該当証明申請書（要綱様式1）」による。

2 前項の書面の交付は、「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第11条の軽微変更該当証明書（要綱様式2）」による。

### 第2節 一定規模以上の建築物のエネルギー消費性能の確保に関するその他の措置

(届出等)

第3条 法第19条第1項（同条第4項において読み替えて適用する場合を含む。）又は法附則第3条第2項（同条第5項において読み替えて適用する場合を含む。）の届出を受けたときは、その建築主にその副本を返却する。

2 法第19条第2項の指示は、「指示書（要綱様式3）」による。

3 法第19条第3項の措置命令は、「命令書（要綱様式4）」による。

4 法第20条第2項又は法附則第3条第8項の通知を受けたときは、当該通知を行った国等の機関の長にその副本を返却する。

5 法第20条第3項の協議は、「協議書（要綱様式5）」による。

(届出等に必要の図書)

第4条 前条第1項の届出又は同条第4項の通知を代理者によって行う場合は、当該代理者に委任することを証する書類（以下「委任状」という。）を添付する。

### 第3章 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定等

#### (事前審査)

第5条 法35条の認定において、住宅の品質確保の促進に関する法律（平成11年法第81号。）第5条第1項の登録住宅性能評価機関（以下「登録住宅性能評価機関」という。）又は法第15条第1項の登録建築物エネルギー消費性能判定機関（以下「登録省エネ判定機関」という。）が交付した「建築物エネルギー消費性能向上計画に係る技術的審査適合証（以下「計画認定適合証」という。）」が申請書類に添付されていることをもって、当該計画認定適合証が適合していることを証した認定基準の審査に代える。

#### (認定申請)

第6条 法第35条第2項の申出に建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「基準法」という。）第6条の3第1項の構造計算適合性判定の対象となる構造計算を含む場合において、法第34条第1項の申請（以下「認定申請」という。）に併せて基準法第18条の2第1項の北海道知事が指定した指定構造計算適合性判定機関が交付した同法第6条の3第7項の適合性判定通知書の写しが添付されていることをもって、当該適合性判定通知書が適合していることを証した構造計算基準の審査に代える。

#### (認定申請に必要な図書)

第7条 認定申請を代理者で行う場合は、委任状を添付する。

#### (計画の変更申請)

第8条 第5条から第7条までの規定は、法第36条第1項の申請（以下「変更認定申請」という。）について準用する。

#### (取下げ届)

第9条 認定申請の認定を受ける前の認定申請の取下げは、「取下げ届（要綱様式6）」による。

#### (取りやめ届)

第10条 認定建築物エネルギー消費性能向上計画（以下「認定計画」という。）の取りやめは、当該認定通知書及び「取りやめ届（要綱様式7）」による。

#### (完了の報告等)

第11条 認定計画による建築工事が完了したときの報告は、「工事報告書（要綱様式8）」による。

2 法第37条の報告は、「状況報告書（要綱様式9）」による。

（認定しない旨の通知）

第12条 認定申請又は変更認定申請に係る計画の認定をしない場合の通知は、「認定しない旨の通知書（要綱様式10）」による。

（改善命令）

第13条 法第38条の改善命令は、「改善命令書（要綱様式11）」による。

（認定の取消し）

第14条 法第39条の取消しの通知は、「認定取消し通知書（要綱様式12）」による。

（譲渡人決定の届出）

第15条 認定計画に係る建築物又は住戸の名義を変更した旨の届出は、「名義変更届出書（要綱様式13）」による。

#### 第4章 建築物のエネルギー消費性能に係る認定等

（事前審査）

第16条 法第41条第1項の申請（以下「適合認定申請」という。）において、登録住宅性能評価機関又は登録省エネ判定機関が交付した「建築物エネルギー消費性能に係る認定における技術的審査適合証（以下「認定表示適合証」という。）」が添付されていることをもって、当該認定表示適合証が適合していることを証した認定基準の審査に代える。

（認定申請に必要な図書）

第17条 適合認定申請を代理者によって行う場合は、委任状を添付する。

（取下げ届）

第18条 適合認定申請の認定を受ける前の認定申請の取下げは、「取下げ届（要綱様式6）」による。

（認定しない旨の通知）

第19条 適合認定申請の認定をしない場合の通知は、「認定しない旨の通知書（要綱様式14）」による。

(認定の取消し)

第20条 法第42条の取消しの通知は、「認定取消し通知書(要綱様式15)」による。

(譲渡人決定の届出)

第21条 基準適合認定建築物の名義を変更した旨の届出は、「名義変更届出書(要綱様式13)」による。

## 第5章 その他

(その他)

第22条 前条までの規定により難しい場合は、別途、市長が定めるものとする。

附則

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附則

1 改正後の要綱は、令和6年4月1日から施行する。